

## 大町市景観計画の基本構成に基づく各項目の設定方針・方向性等について

大町市景観計画の骨子作成に向けて、現状やこれまでの検討の経緯、意見、アンケートの結果等をふまえ、資料1に示した基本構成及び項目に沿って、項目ごとに設定方針や方向性等を下表に整理しました。本資料中の青字がとくにご確認いただきたい方針・方向性に関する記載になります。

※ 赤字・塗りつぶし：景観計画で必ず定めなければならない事項 赤字：景観計画で定めることが望ましい事項

章	項目*	設定方針・方向性等	参照ページ
はじめに	(1)計画策定の目的	本市の優れた景観は、地域に暮らす人々にとってかけがえのない財産であり、その魅力を共有し、将来にわたってこれを守り、育て、磨いていくための目標・方針を定め、現状の課題や懸念もふまえて必要なルールやしくみをつくり、行政と事業者、住民等が一体となって、良好な景観づくりに取り組むことにより、心地よい暮らしを実現と、訪れる人には感動を与え、地域経済の活性化や移住促進など市の発展と郷土愛の醸成につなげることを目的とします。	p2
	(2)景観計画区域の設定	現行の県計画において市内全域が計画対象となっていることをふまえ、市内全域を計画対象（景観計画区域）とします。	p4
【第1章】 景観の特性と課題	(1)景観の特性	これまでの委員会、住民懇談会で出された意見やアンケートの結果をふまえて、本市の景観の特性は「山の景観」、「田園・集落の景観」、「水の景観」、「文化的・歴史的景観」、「自然景観」の5つの魅力に分けて整理する方針です。	p2
	(2)景観の課題	これまでの委員会、住民懇談会で出された意見やアンケートの結果をふまえて、本市の景観に関する課題を整理します。すでに顕在化している課題のみならず、将来的に懸念される事項も必要に応じ、記載します。ただし、課題の解決や懸念に対する備えは、景観計画のみでの対応が困難なものもあるため、他の計画や制度、施策との連携を図りながら対応していく考えを第5章等のなかに示す方針です。	p2
【第2章】 景観形成の目標と方針	(1)地域区分の設定	本市の景観のベースとなる地形や土地利用の特性をふまえて、本市の景観のまとまりを捉え、市内を大きく4つのエリア（まちなかエリア、田園・里山エリア、東山山間部エリア、山岳エリア）に区分する方針です。	p3
	(2)景観づくりの目標と良好な景観形成のための方針	景観づくりの目標は全体で示し、良好な景観形成のための方針は上記に示す4つのエリアごとに設定する方針です。	p4
【第3章】 届出等に基づく景観形成	(1)良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	行為の制限に必要な2つの基準「届出対象行為」の基準と景観形成基準については、現行の県計画の設定をベースにしつつ、景観の特性や課題、アンケートの結果に基づく市民の意向等をふまえて、大町市や各エリアにふさわしい設定内容を見出していくます。その内容については、2(2)の方針を定めた後に検討します。	—
	(2)景観地区・準景観地区	景観地区や準景観地区※は、必要に応じて、活用を検討します。 ※市街地の良好な景観形成を図るため、都市計画で決定する地区で、行為制限の強制力が高まります。準景観地区は都市計画区域外に設定することができる制度です。	—
	(3)良好な景観形成のための眺望点・眺望路線等の設定（市独自）	良好な眺望景観を有する本市において、眺望点や眺望軸（線）、眺望域（面）など特定の領域を指定し、上記(1)の行為制限の強化や、保全・育成の取組支援の強化を図ることにより、上記の行為制限の内容を強化したり、保全・育成に必要な取組の支援の充実を図る方針です。市独自の制度になるため、制限や支援等の具体的な内容は今後検討が必要になります。	p5
【第4章】 届出等以外の景観形成に関する事項	(1)景観重要建築物及び景観重要樹木の指定方針	アンケートの結果に基づき、これらの指定候補を精査し、類似の制度（文化財関連の制度など）で保全性が担保されていないものあるいは担保が不十分と判断されるものについて指定する方針です。	p6
	(2)景観重要公共施設	景観重要公共施設※は、必要に応じて、活用を検討します。 ※良好な景観形成において重要な道路・河川等の工作物を指定し、景観に配慮した整備を推進するためのしくみです。	p6
	(3)屋外広告物	本市が県の屋外広告物条例に基づき屋外広告物の禁止地域や許可地域が指定されていること（現行制度による担保力）もふまえ、第3章(3)の設定とも整合を図りながら、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為制限に関する事項を定める方針です（今後検討）。	—
	(4)景観農業振興地域整備計画	景観農業振興地域整備計画※は、必要に応じて、活用を検討します。 ※農業振興地域内において、景観との調和に配慮しながら良好な営農条件の確保を図る区域を定め、同区域内において景観を維持した農地の管理や景観作物の栽培など土地利用のあり方や、農業生産の基盤の整備・保全に関する事項を定めて、景観保全の観点から営農の取組支援等を行うしくみです。	—
	(5)自然公園法許可の基準	本市には中部山岳国立公園※があるため、これを第2章(1)の地域設定において「山岳エリア」としたうえで、現時点では当該エリア内は自然公園法に基づく厳格な基準により良好な景観形成が図られているものとし、新たな基準の上乗せや書き換えは行わない方針です。 ※自然公園内において、良好な景観の形成に必要な事項を定めるしくみです。	—
【第5章】 景観形成の推進方策	(1)行政・住民・事業者の役割、取組方針	アンケートの結果をもとに、主に住民や事業者が良好な景観づくりにより主体的な取組に導けるよう、それぞれの立場や役割を明確にし、景観づくりを自分事と捉えて、主体的に良好な景観を守り・育むための方針を定めます。	—
	(2)景観法に基づく制度の活用	景観整備機構や景観協議会、景観協定など景観形成の推進に資する景観法に基づく各種制度については、必要に応じて活用を検討します。	—
	(3)計画の進行管理（PDCA）等の考え方	景観計画運用開始後、景観に関する事項について審議する組織として、都市計画審議会とは別に、新たに景観審議会を設置することも検討します。	—
	(4)その他	主に住民や事業者が良好な景観づくりにより主体的に取り組めるようにするための取組として、県独自の制度で当市にも認定箇所のある景観形成住民協定など、住民主体のルールづくりを担保するしくみや維持管理の人手の確保・人材の育成等、住民による良好な景観づくりの主体的な取組を支援又は促進に資する方策を検討します。	—

はじめに

第1章 景観の特性と課題

計画策定の目的

景観をよくすることで  
市民が期待する効果

日々の生活に潤いと安らぎを  
もたらし、心地よく住むこと  
ができる

来訪者や移住者の増加につな  
がり、地域経済への波及効果  
や地域活性化が期待できる

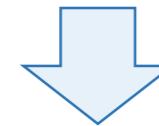
地域の魅力の再認識につなが  
り、地域への愛着や誇りが醸  
成される

上記の3つはいずれも、市民  
の半数以上が、景観をよりよ  
くすることの効果として期待  
している。

心地よい暮らしの実現と地域  
経済の活性化、郷土愛の醸成  
につなげることを計画の目的  
として設定。

景観に対する市民の認識

多くの人が、大町市の現在の  
景観に魅力や価値があると感  
じている。



大町市の景観が豊富に  
あるため、大町らしさを象徴  
する5つの要素に分けて整理。

近年の景観に大きな変化が  
あったとは感じていない人が  
多いものの、良くなってきた  
と感じている人と、悪くなっ  
てきたと感じている人の割合  
で比較すると、悪くなってきた  
のほうがやや有意に高い。



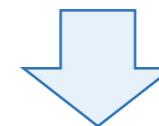
課題として上位に挙げられた  
具体的な要因を5つの魅力の  
分類ごとに整理。

市全体よりも身近な暮らしの  
場の景観により魅力や価値を  
感じている。



身近な暮らしの場の景観の魅  
力に対する評価がより高い。

↓  
景観のまとまりを捉える。  
↓  
景観の特性をふまえて、  
適正なエリア設定を行う。



大町市の景観の特性（魅力）

※魅力、課題ともに赤字はアンケートで共感度又は気になる程度の高かった項目

■山の景観

- ・北アルプスの山並みを望む景観
- ・東山一帯の山並みを望む景観
- ・美し原方面の山並みを望む景観

■田園・集落の景観

- ・北アルプスの麓に広がる田園風景
- ・河川や農地を流れる水路の景観
- ・東山の棚田や里山の景観

■水の景観

- ・仁科三湖の景観
- ・ダムやダム湖の景観
- ・まちなかの水場や水の流れる景観
- ・河川や農地を流れる水路の景観
- ・山あいの滝の景観

■文化的・歴史的景観

- ・神社・仏閣や社寺林の景観
- ・伝統的な祭りやイベントの景観
- ・町家や土蔵など歴史を感じられる景観
- ・沿道の商店街や名店街など町場の景観

■自然景観

- ・きれいな星空
- ・四季折々の森林景観
- ・生き物の見られる景観

大町市の景観の課題

- ・松くい虫による被害を受けたアカマツ林
- ・電線や電柱、携帯電話の基地局
- ・荒れた森林（アカマツ以外）
- ・木竹の繁茂

これら5つの魅力を守り、育て、  
磨いていくこと

「大町らしさ」の醸成につながる

- ・荒れた農地
- ・空き家や廃屋
- ・土砂や廃棄物などの堆積・放置
- ・沿道の雑草や街路樹の繁茂
- ・太陽光発電施設
- ・道路施設
- ・屋外広告物

- ・水路のごみや水の汚れ
- ・空き家や廃屋
- ・木竹の繁茂

- ・空き店舗
- ・空き家や廃屋
- ・沿道の雑草や街路樹の繁茂
- ・空き地
- ・屋外広告物

- ・松くい虫による被害を受けたアカマツ林
- ・荒れた森林（アカマツ以外）
- ・木竹の繁茂

アンケートの結果から共感度の高いもの  
(市全体または身近な場で) はその魅  
力を活かし、逆に全体で共感度の低いもの  
はその魅力を高めるルールや方策が必要。

5つの魅力の分類ごとの  
景観上の配慮・重要な事項・要素

- ・北アルプスのスカイラインを切  
らない・山並みの見える場の保全
- ・確保
- ・良好な視点場の維持、創出
- ・電線地中化の検討

- ・田園風景に農地は欠かせない要  
素（農業継続の重要性）
- ・集落のまとまりや屋敷林の保全

- ・水が生まれるまちの実感
- ・観光の要素としての水の活用
- ・湖や河川の水面を魅せる
- ・湿原など水源地の保全

- ・歴史的資源や社寺林等の維持
- ・街道の風情やまちなみ
- ・町家や土蔵などの保全
- ・賑わいの創出
- ・山城や遺跡の活用

- ・森林の保全
- ・四季折々の自然の魅の享受
- ・星空が見える環境の保全
- ・雲海の魅の活用

## 第2章 景観形成の目標と方針

### 地域区分の設定（案）

山岳地帯を多く含み、面積の広い大町市内を景観の基盤となる土地利用や地形的特徴から大きく4つのエリアに区分する。

上市町

#### まちなかエリア

市街地として一定のまとまりを有する用途地域を「まちなかエリア」として設定する。

#### 田園・里山エリア

地形的には松本盆地の北端、仁科三湖周辺山町及び西山及び東山の山麓一帯を含めて、「田園・里山エリア」として設定する。

#### 東山山間部エリア

鷹狩山など東山の尾根筋より東側一帯（主に美麻地区・八坂地区）を東山山間部エリアとして設定する。

#### 山岳エリア

中部山岳国立公園の範囲を山岳エリアとして設定する。

富山市

鳥帽子岳

2,628m

南沢岳

2,626m

不動岳

2,595m

三ツ岳

2,845m

野口五郎岳

2,924m

真砂岳

2,862m

黒部市

五竜岳

2,814m

白岳

2,541m

大遠見山

2,106m

白馬村

蕎麦粒山

1,072m

小川村

長野市

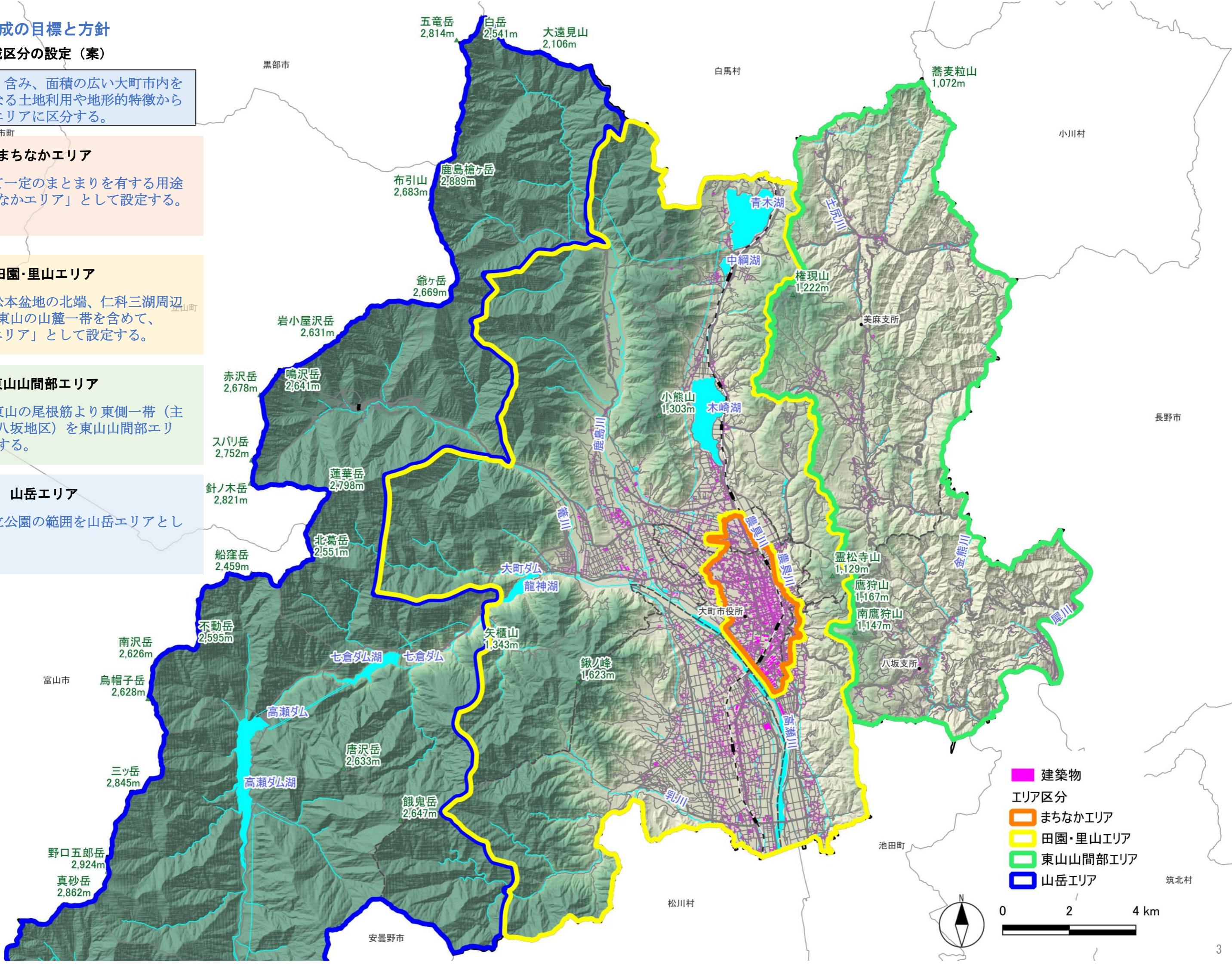
筑北村

松川村

安曇野市

0 2 4 km

建築物  
エリア区分  
まちなかエリア  
田園・里山エリア  
東山山間部エリア  
山岳エリア



## 第2章 景観形成の目標と方針

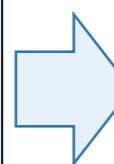
### (関連) 第3章 届出等に基づく景観形成

### 第4章 届出等以外の景観形成に関する事項

### 景観づくりの目標と良好な景観形成の方針（案）

※山岳エリア（中部山岳国立公園）は省略

エリアごとに、それぞれ5つの景観の魅力をふまえて、良好な景観づくりの方針を定めたうえで、それらの方針に沿って、各エリアにふさわしいルール（景観形成基準）を設定（＝現行の県計画の基準を再編集）や方策の検討を行う必要がある。



#### まちなかエリア

千国街道沿いに育まれた、歴史的な景観資源を活かし、水を感じ、山を魅せる景観づくりを推進し、大町の顔として誇れる景観の創出を図ります。

#### 田園・里山エリア

農地や河川、湖がつくり出す広がりや奥行きのある景観に魅力を活かし、北アルプスを背景に、生活・生業とともに育まれた集落や農地、森林・樹木などの要素が調和した景観の継承を図ります。

#### 東山山間部エリア

四方に望む山並みと調和し、地形や環境を巧みに活かした生活や生業により生み出された農村景観の魅力や価値の共有を図り、地域に根差した暮らしや産業とともに維持継承できる景観づくりを進めます。

#### ■山の景観

- ・北アルプスのスカイラインを切らない・山並みの見える場の保全・確保
- ・良好な視点場の維持、創出
- ・電線地中化の検討

#### ■田園・集落の景観

- ・田園風景に農地は欠かせない要素（農業継続の重要性）
- ・集落のまとまりや屋敷林の保全

#### ■水の景観

- ・水が生まれるまちの実感
- ・観光の要素としての水の活用
- ・湖や河川の水面を魅せる
- ・湿原など水源地の保全

#### ■文化的・歴史的景観

- ・歴史的資源や社寺林等の維持
- ・街道の風情やまちなか
- ・町家や土蔵などの保全
- ・賑わいの創出
- ・山城や遺跡の活用

#### ■自然景観

- ・森林の保全
- ・四季折々の自然の魅力の享受
- ・星空が見える環境の保全
- ・雲海の魅力の活用

住民懇談会やアンケート等で出された取組のアイデア等

- ・高さ制限等による山並み眺望の確保
- ・電線地中化

- ・まちなかの縁辺部の景観配慮
- ・地産地消の推進

- ・まちなかで水を魅せる

- ・まちなかの土蔵の景観重要建造物の指定
- ・商店街の再整備

- ・街路樹の整備
- ・西小のサクラの保全

- ・高さ制限による山並み眺望の確保
- ・電線地中化
- ・眺望の良い場所の整備、立ち止まれる場所づくり

- ・眺望の良い場所の整備、立ち止まれる場所づくり

- ・仁科三湖周辺での景観を活かす整備
- ・ダム周辺での景観を活かす整備
- ・アクアスポーツの推進
- ・農業用水路の維持

- ・社寺林の維持

- ・住民主体の沿道植栽の支援（観光道路、農具川など）
- ・森林整備

- ・森林整備（伸び過ぎた木の手入れ）

- ・棚田の維持

- ・山あいの滝のPR
- ・アクアスポーツの推進

- ・石仏、石碑のPR

- ・森林整備
- ・雲海のPR

建築物や工作物等の規模や高さ、配置、色彩・デザイン等に対する課題認識（気になる程度）は相対的には低いなかで、どのレベルの水準で、届出対象とする行為や景観形成の基準設定を行っていくかが、次の段階の検討課題。

良好な景観を守り・つくるには、景観阻害要素をつくらせないことあるいはそれを抑制する制限のほか、良好な景観をつくり出す取組を維持する人の手の確保や体制づくり、各種支援等が重要になるが、市域の広い市内全土で同じレベルの景観づくりを進めていくことは困難（≒戦略が必要）

とくに大事にしたい場所（点・線・面）を定めて  
行為制限や保全・育成のための支援を強化できる独自の制度をつくる

## ■景観重要眺望点（仮称）の例（ビュースポット）

- ・鷹狩山（長野県景）
  - ・大町公園、山岳博
  - ・小熊山
  - ・旭町跨線橋
  - ・三日町トンネル
  - ・大原クランク
  - ・観音橋
  - ・宮本橋

### ■景観重要眺望軸（仮称）の例（道路・河川など）

## ○道路

- ・国道147・148号（県計画による景観育成重点地域）→旭町跨線橋→仁科三湖へ、大町温泉郷へ
  - ・県道306号（オリンピック道路・北アルプスパノラマロード）→三日町トンネル→県道31号
  - ・県道306号（山麓線）→大原クランク→仁科三湖へ
  - ・県道306号（山麓線）→観音橋（高瀬川）→山岳博物館へ
  - ・駅前本通り→県道326号→ダム方面へ
  - ・県道51号
  - ・県道51号→宮本橋→県道496号→国営公園
  - ・観光道路
  - ・（建設後）松本糸魚川連絡道路

## ○河川

- ・高瀬川
  - ・農具川

## ■景観重要眺望域（仮称）の例（湖・ダムなど）

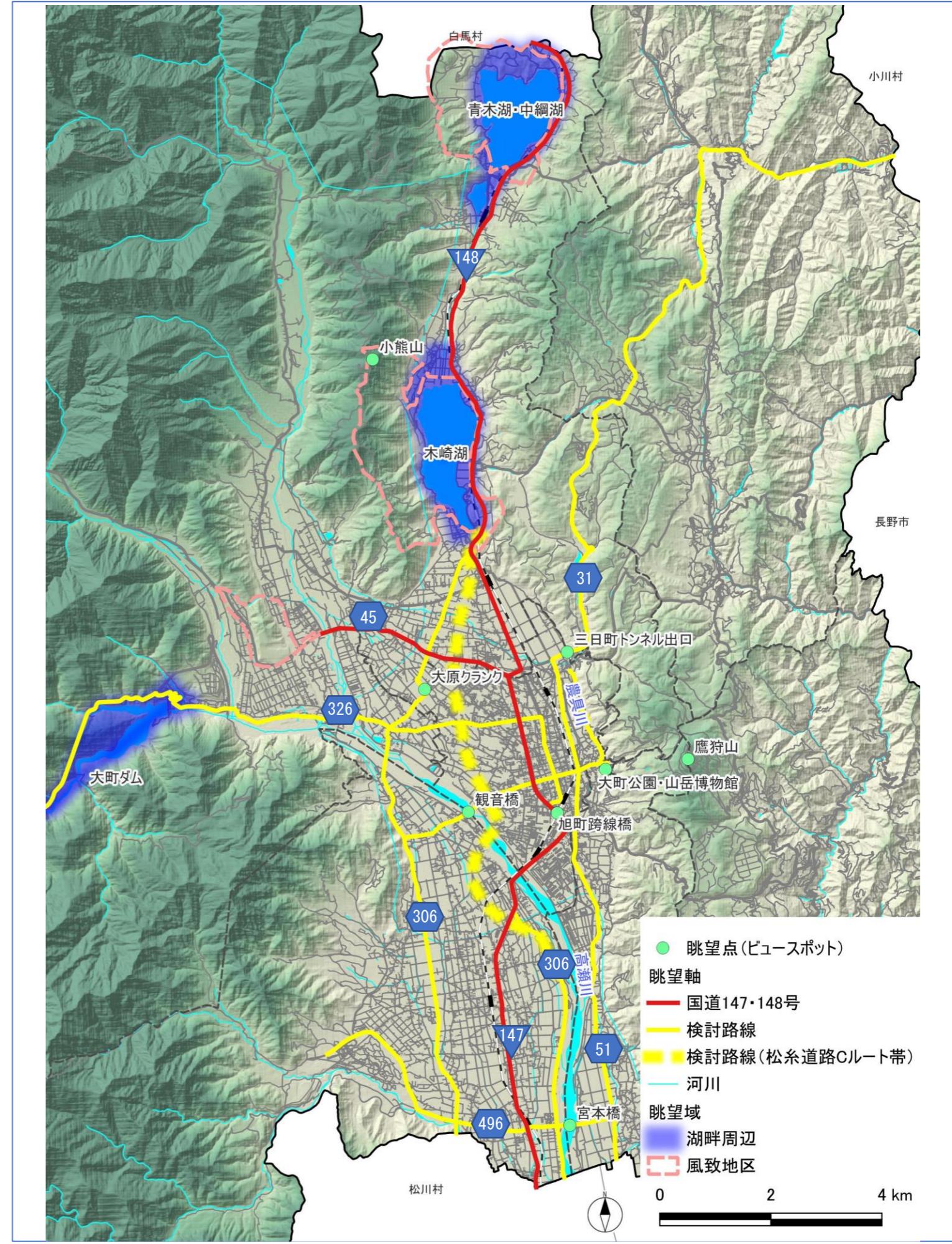
○仁科三湖

- 青木湖
  - 中綱湖
  - 木崎湖

## ○ダム湖

- ・大町ダム
  - ・七倉ダム
  - ・高瀬ダム

規制や支援だけではなく、良好な視点場づくりやそこへのアクセス路整備等の取組の必要性も高い。



とくに景観上良好な資源を守る制度として、景観法に基づく制度である景観重要建造物や景観重要樹木は活用の余地あり。アンケートでもそれぞれ指定候補が複数挙げられている。

↓  
すべてを指定するのではなく、指定候補を精査し、景観上の価値が高く、かつ、現行の法制度での保全性の担保や支援措置が不十分なものを対象に指定するのが妥当。

### ■景観重要建造物

<アンケートで挙げられた要素>

- ・仁科神明宮（国宝）
- ・靈松寺
- ・若一王子神社（国指定重要文化財）
- ・塩の道ちょうじや
- ・仏崎観音寺
- ・わちがい（国登録有形文化財）
- ・松葉屋旅館

↓  
景観重要建造物の指定方針や設定に反映

### ■景観重要樹木

<アンケートで挙げられた要素>

- ・大町西小のサクラ
- ・観光道路のサクラ
- ・岳陽高校前のイチョウ
- ・仁科神明宮の社叢（県指定天然記念物）
- ・大町公園のサクラ
- ・靈松寺の寺叢（市指定天然記念物：オハツキイチョウ）

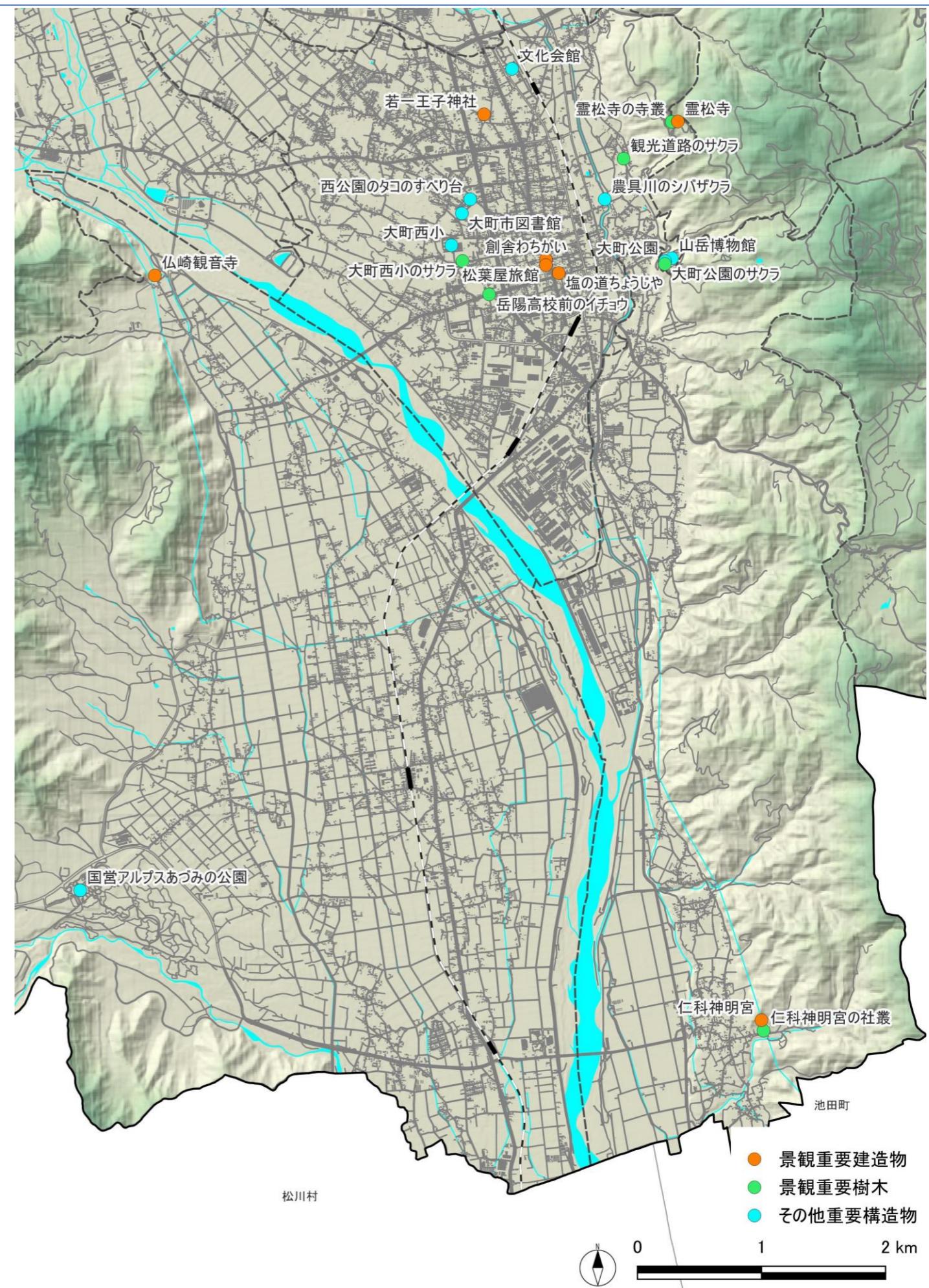
↓  
景観重要樹木の指定方針や設定に反映

### ■その他（参考）

<アンケートで挙げられた要素>

- |             |        |         |
|-------------|--------|---------|
| ・農具川のシバザクラ  | ・山岳博物館 | ・文化会館   |
| ・ダム         | ・国営公園  | ・大町公園   |
| ・西公園のタコすべり台 | ・大町西小  | ・大町市図書館 |

↓  
景観重要公共施設の指定候補になるかどうか、市独自の制度をつくるか



景観重要建造物及び景観重要樹木の候補